

新規検査等における新たな審査制度に関する説明会質疑応答(まとめ)

No.	質問者	質疑	軽自動車検査協会様からの回答
1	㈱オーテックジャパン	5月1日施行予定とのことであるが、5月までに現行のシステムを改修するのは困難なので、1年位は現行制度との併用期間を設けていただきたい。	3月に改正し5月から施行することを目標に作業を進めているところである。併用期間の設定については持ち帰り検討したい。
2	㈱竹内ボデー工場	届出書類を郵送する場合にどこに提出したらよいか。	1台限りの場合は全国どこの事務所でも扱える。その場合管理番号は付さない。複数台数で届出する場合は主管事務所(沖縄の場合は沖縄事務所)に提出していただく。この場合、届出書に管理番号を付される。
3	新明和工業(株)	外観図については、登録車と同様にダンプ、キャブオーバ等は省略できると理解してよいか。	基本的には登録車と同様の扱いとなるので、登録車が省略できるなら軽自動車も省略できると考える。
4	極東開発工業(株)	事前書面審査はどの位かかるか。	最大で15日であるが、通常はそんなにはかからない(数日)で処理できると考えている。審査が終わり次第届出書に記載の連絡先に連絡することになる。
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
29			
30			